

平成27年度

玉村町経営改革に関する意見書

平成27年10月

玉村町経営改革町民会議

# 目 次

I	意見書提出にあたって	1
II	玉村町経営改革に関する意見書	2
1章	まちづくりにおけるテーマ別の意見	2
1	生活観光によるまちづくり	2
2	歴史遺産を生かしたまちづくり	6
3	花と緑と水辺のまちづくり	10
4	農業交流によるまちづくり	12
5	少子高齢化に対応したまちづくり	14
6	つながりづくりと地域（まち）づくり	17
	(付表) 1～6	20
2章	まとめ	41
III	玉村町経営改革町民会議 審議経過	47
IV	玉村町経営改革町民会議 委員名簿	49
V	玉村町経営改革町民会議 設置条例	50

## I 意見書提出にあたって

本意見書は、玉村町経営改革町民会議設置条例に基づき、町長により委嘱された第5次玉村町経営改革町民会議の委員12名により作成されたものである。平成25年11月から平成27年9月までの全11回にわたる会議の開催と、途中に三度の施設見学会をはさみつつ、玉村町に関する理解を一層深めながら丁寧な議論を積み重ねたことで得られた成果と考えている。

今回の町民会議の主たる目的は、町の将来像を睨み、これからのまちづくりに重要なこと、あるいは優先的に考え、進めねばならないことが何であるかについて、またそれらの実現のためのより具体的なアイデアも含めて、町民目線で提案することであった。

そこでまず、各委員が自分の関心あるまちづくりのテーマとそれに関する提案をレポートし、それらをたたき台に議論していくことで6つのテーマ「生活観光によるまちづくり」「歴史遺産を生かしたまちづくり」「花と緑と水辺のまちづくり」「農業交流によるまちづくり」「少子高齢化に対応したまちづくり」「つながりづくりと地域(まち)づくり」に集約することができた。いずれも玉村町の特徴と深く関連するテーマであり、また将来町が直面すると予想される困難を乗り越えるためにクリアしなければならないテーマでもある。

「II 玉村町経営に関する意見書」以降で述べる各テーマに関する意見は、【1 基本理念・方針】【2 町の対応状況と課題】【3 提案事項】の3つの内容で構成されている。ここで留意してほしいのは、【2 町の対応状況と課題】に内包されている複数の項目はそのテーマの成立要因であるということ、つまりそのテーマでのまちづくりが上手くいくために必要な構成要素が示されているということである。よってそれらの成立要因を満たすことがまちづくりのテーマ別の目標となるわけである。その目標に対して、現在の「町の対応状況と課題」がどうであるかを述べているということになる。

これらのテーマがクリアされることで実現する玉村町の将来像は、「魅力的で住みやすいまち」である。その結果として居住者や来町者が増加し、活力ある玉村町が持続していくことをイメージしている。

やや荒削りな部分も残る本書ではあるが、まちづくりの方針やアイデアに関してはかなりの確に網羅することができたように思う。今後の実際のまちづくりにあたって、ここでの意見・提案を町がうまく活用してくれることを切に願うものである。

平成27年10月30日  
玉村町経営改革町民会議  
会長 稲見 成能

## Ⅱ 玉村町経営改革に関する意見書

### 1章 まちづくりにおけるテーマ別の意見

今次の玉村町経営改革町民会議では「まちづくり」を取り上げ、より具体的提案ができるよう、「生活観光によるまちづくり」「歴史遺産を生かしたまちづくり」「花と緑と水辺のまちづくり」「農業交流によるまちづくり」「少子高齢化に対応したまちづくり」「つながりづくりと地域(まち)づくり」の6つのテーマからアプローチすることにした。

以下、各テーマにおける、基本理念・方針、町の対応状況と課題、提案事項、等について記す。章末にはこれらについてまとめた付表を参考資料として添付した。

#### 1 生活観光によるまちづくり

##### 【1 基本理念・方針】

- (1) 通常イメージするようないわゆる観光地化を目標とするのではなく、玉村町の様々な既存資源を用いて、まずは町民自身が「知って・体験して楽しい町」と思えるようなまちづくりを行なう。その延長線上に来町者を招き入れることのできる観光があると認識し、「生活空間を洗練させていった先にある観光」すなわち「生活観光」を目指す。
- (2) 「歴史遺産を生かしたまちづくり」「花と緑と水辺のまちづくり」「農業交流によるまちづくり」等の観光に関連するまちづくりテーマの取組みを連携・統括する視点を持ちながら、バランスある生活観光の展開を目指す。

##### 【2 町の対応状況と課題】

「生活観光によるまちづくり」の成立要因からみた、町の対応状況と課題は次の通りである。

##### (1) 担い手・組織

###### ①全体統括組織

町全体の観光ストーリーづくり、情報集約、誘致企画等を担う専任組織が必要であるが、現状は役場の複数の部署が状況に応じて対応しており、全体を統轄する特定の組織は存在しない。また町全体の観光ストーリーづくりも行われていない。

###### ②個別活動組織

多種多様な個別の活動を担うのは町、市民組織、民間企業等の個別の組織であるが、これらは現状連携に乏しく、またストーリーづくりにまで至っていない。

###### ③ボランティア

清掃ボランティア等のいくつかの既存組織は存在しており、ボランティアガイ

ドについては現在育成を検討中である。

## (2) 観光資源

### ①歴史系：建物、街並み、物品、史跡等

玉村八幡宮や和泉屋を始めとする、歴史的な寺社建築や様々な民家等が存在しており、一定の潜在力を有する。その他については「2 歴史遺産を生かしたまちづくり」の項を参照のこと。

### ②自然系：河川、田畑、公園、パノラマ景観等

「3 花と緑と水辺のまちづくり」の項を参照のこと。

### ③イベント系：祭事、花火大会、各種フェスティバル、オープンガーデン等

たまむら花火大会を始めとする町レベルの大規模イベントから、地区レベルの小規模ではあるが多様な歴史的祭事・神事等が開催されている。その他の詳細は「3 花と緑と水辺のまちづくり」の項を参照のこと。

### ④物品系：農作物、名物料理、菓子、酒等

菓子や酒等は一部定着しつつあるが、玉村名物と言えるレベルに達しているかは疑問である。名物料理は「たまロンスティック」が開発されたがまだ定着していない。農作物では水茄子等の新しい試みも見られる。

### ⑤産業系：工場見学、農業体験等

工業団地や県食肉卸売市場等において、申込み制により概ね見学可能な体制がとられている。特に県食肉卸売市場やマックス（株）は全国レベルの内容を見学できる場所である。農業体験については「4 農業交流によるまちづくり」の項を参照のこと。

## (3) 観光拠点

### ①ビジターセンター施設（観光案内所機能等）

2015年5月に「道の駅 玉村宿」がオープンし、町の情報発信や特産品の販売等により自動車利用者に対するビジターセンターとしての役割を担っている。

### ②スーパー観光資源

玉村八幡宮周辺地区は、将来の玉村町における重要な観光拠点となる潜在力を有する。和泉屋の登録文化財指定など、今後の地区イメージの構築に向けて様々な検討が試みられている。

## (4) ネットワーク（交通施設）

### ①歩行者道・自転車道

比較的自然景観が良好なルートに自転車道が配置されており、レジャー用途には適している。歩行者道は基本的に側歩道や路側帯であり、一部歩行者専用道もあるが利用者は多くない。

### ②レンタサイクル

現状ではレンタサイクルは整備されていない。

### ③公共交通網（バスネットワーク等）

コミュニティバスの「たまりん」は高齢者等の足となっているが、路線バスの本数や営業時間が十分でないため、全体的な利便性が低い状況である。

### ④駐車場

主要施設には基本的に駐車場はあり、イベント時には適宜駐車スペースを確保しているが、花火大会等の来町者の多いものでは駐車スペースが足りないこともある。特にバス用の駐車場が足りない。

### ⑤水路の活用

玉村町は利根川や烏川等の河川に囲まれており、また農業用水路も存在するが、それらを利用した親水性の高いレジャー施設は存在しない。

## （5）補助施設・設備

### ①公衆トイレ

基本的には公園等の公共的施設に存在する。

### ②休憩所

市街地における屋内で休憩できる場所は、ほとんどが民間経営の店舗となる。東屋等の屋外の休憩所は遊歩道沿いや公園内等にある。

### ③食事処

民間経営のものが主として旧例幣使道（県道 142 号）及び県道 40 号沿いに散在している。町が関与しているものとしては「道の駅 玉村宿」のみ。

### ④宿泊施設

町内には存在しない。

### ⑤Wi-Fi

公衆スポットは「役場」「まちなか交流館」「道の駅 玉村宿」のみ。

## （6）情報発信・PR

### ①ホームページ

全体的には近年改良が進んでいるが、観光に関する部分に関しては、町で開催されるイベントが全て載っていない等、まだ改善の余地がある。

### ②ガイドブック、ガイドマップ

「玉村町くらしのガイドブック」により町について総合的に案内しており、観光情報も掲載されているがページ数が少ない。また主に道の駅で配布されている「たまぶら散歩」はシンプルながらも観光情報の要点をおさえたパンフレットとなっている。

### ③案内サイン

町の入口にマスコット「たまたん」をあしらった看板や主要施設に関する案内サインは設置されている。烏川の白鳥の飛来場についての看板は未整備である。

### ④マスコット

「たまたん」が各種媒体で町の PR を行なっており、認知度も高くなってきている。

#### ⑤ポスター、CM、広報

イベント時等に適宜行なっている。

### (7) 観光資源の収集・維持活動、子供達含む町民への周知活動

#### ①町・市民組織等による情報収集活動・維持活動

「まちづくり玉村塾」等の市民組織や個人等が個別に活動しているが、町全体としての幅広い、また一貫性のある活動となっていない。

#### ②学校教育、生涯教育等による町情報の周知

小学校等の授業において一般的な郷土教育を行なっている。

#### ③観光資源の維持・改善に関する法制度の整備

「玉村町自治基本条例」等のまちづくりに関する基本的な法的規制を設けているが、観光上重要な景観を保全することに関しては十分でない。

## 【3 提案事項】

以下の6項目を優先提案事項としてあげる。

### (1) 全体統括組織の設置について

生活観光によるまちづくりを遂行するためには、役場内等に観光まちづくりの専任部署の設置が必須である。現在個別バラバラに行なっている多種多様な組織の活動や、観光資源等に関する情報の一元管理を行うことで、玉村町全体の観光ストーリーを構築し、また各組織の相互連携を図ることが可能となる。

### (2) 特徴的な祭事・神事の PR について

五料の水神祭は地区レベルの神事でありながら、その価値が認められ「第3回ぐんま 街・人・建築 大賞」の奨励賞を受賞した（その後、県の重要無形民俗文化財にも指定された）。玉村町では他にも多くの特徴的な祭事・神事があり、町内外への PR 次第で単なる地区レベルのお祭りから、更にメジャーなイベントとして知られるようになる可能性を秘めている。

### (3) 水路を活用した親水空間整備について

玉村町を囲む利根川等の河川や町内の用水路等を利用し、例えばイベント時における渡し船や遊覧船などのレジャー用途での水路活用、及び水辺の親水空間整備について一考の価値があると考えます。玉村町の地理的特徴を生かすものである。

### (4) 空き家の宿泊施設化について

町内の伝統的民家等が空き家になった場合にゲストハウス等の宿泊施設への転用可能性を検討すべきである。価値ある建物の維持・保全と実利的な活用を両立させることができればサステイナブルな取組みとなる。またその際、国の支援事業である

「空き家再生等推進事業」による補助金の利用も検討すべきである。

#### (5) 子供達へのまちづくり活動参加奨励について

未来の玉村町を担う人材となる子供達を対象に、玉村町をテーマにした歴史やまちづくりに関心が持てる教育機会の（できれば体験型の）在り方について検討すべきである。

#### (6) ふるさとの景観を維持・改善するための法的整備について

玉村町の誇るパノラミックな田園景観や自然景観、良好な歴史的街並みの維持・改善のために、景観計画や景観条例の制定についても検討すべきである。町の景観は刻一刻と変化しており、対応は急を要すると思われる。

## 2 歴史遺産を生かしたまちづくり

### 【1 基本理念・方針】

#### (1) 自分たちの町はすごいんだ

ごく自然に「むかし」を感じさせる美しい景観の町づくりを目指して、全国レベルの価値判断でなく、町や地域にとっての歴史的・文化的価値を重要視する。指定・登録・選定の文化財だけが歴史遺産ではないという認識が重要。

#### (2) テーマ・物語に基づいた保存・整備

歴史遺産を単にそのものをモノとして扱うのではなく、複合的・有機的に組み合わせることが重要。

#### (3) 町民の意思による計画と規制

何のための「歴史遺産を生かしたまちづくり」を行うのかについての再認識し、町民も計画や規制づくりに参加する。

#### (4) まちづくりでは「単独分野によるまちづくり」だけに拘ることなく、「複合分野によるまちづくり」も考える

「生活観光によるまちづくり」「農業交流によるまちづくり」「花と緑と水辺のまちづくり」「少子高齢化に対応したまちづくり」「つながりづくりと地域(まち)づくり」などの各分野とも複合的・有機的に組み合わせる。

### 【2 町の対応状況と課題】

「歴史遺産を生かしたまちづくり」の成立要因からみた、町の対応状況と課題は次の通りである。

#### (1) 担い手・組織

町民による団体として「まちづくり玉村塾」があり、町と協働して一定の成果を上げており評価したい。しかし、それ以外の団体はほとんどみられず、町民によるボランティア組織の活動は、全体的にみれば低調と言わざるを得ない。全町を



カバーする団体、複数の専門的な団体の育成を図る施策が求められているといえよう。

一方、町における現在の組織をみると、歴史的な部分は教育委員会、都市計画やイベントは町部局で分担している。まちづくりは都市計画、観光、福祉、産業、文化財等が複合的に関連していることから、それらを統括し推進する組織が必要となり、そこには一定の権限を与えることが重要である。まちづくりの成否は首長の意向によるところが大であることから、今後新たに創設する課又は係は町長に直結した組織であることが好ましいと考える。

## (2) 歴史遺産を掘り起こすための活動

各種講座・講演会・現地視察会の開催、調査研究の推進、文化財として位置付けるなどがある。これらの中で、文化財としての位置付け以外については、若干の課題はあるものの、よく実施されている。今後、早急に進めなければならないのは、歴史遺産を生かしたまちづくりにおいて欠かせない歴史的建造物を、指定や登録で文化財として積極的に位置付けることである。現在、玉村町の歴史的建造物をみると国の指定や登録の遺構はあるが、町指定のものは皆無である。今後、積極的に指定を進めるべきであろう。

## (3) 歴史遺産の抽出

歴史遺産によるまちづくりにおいて重要なのは、ただ単に1つの歴史遺産を取り上げるのではなく、いくつかの歴史遺産を複合的に取り上げ、そこにテーマ性・物語性を持たせることである。その際、ハード(有形、モノ、建造物等)だけでなく、ソフト(無形、ココロ、生き方等)にも注目すべきである。

こうした観点から現状をみると、春鋤祭、五料の水神祭、上福島のすみつけ祭り等の祭りについては、積極的に広報もなされ比較的知られており、来町者は多くなっている。しかし、千明玉齋、齊藤宜義、渡辺三右衛門等の文化人については町内においても一部にしか知られておらず、また、文化財としては新しい分野とされる産業遺産はほとんど認知されていないのが現状である。

テーマ性・物語性からみると、現在掲げている「例幣使道の玉村宿」は町民の誰もが納得することであろう。しかし、都市計画道路(斉田・上之手線)と旧例幣使道(県道142号)の拡幅により歴史的建造物がほとんどなくなった現状の町並み、玉村八幡宮、本陣跡の石碑からだけでは、玉村宿を実感できないと考える。玉村宿を実感できる複合的な歴史的建造物の整備と仕掛けが求められている。

玉村町は旧の玉村町、芝根村、上陽村、群南村の一部から構成されており、それぞれ地域において貴重な歴史遺産を残している。今一度の各地域を代表する歴史遺産は何か、各地域に共通する歴史遺産は何かという観点での洗い出しが重要と考える。

#### (4) 歴史的建造物における価値を損なわない保全と活用

最近になって既に実施した町内の建造物調査において価値あるとされていた貴重な神社建築の本殿が、復原考察がなされないで修復されてしまった事例がある。歴史的建造物の修復においては、単に劣化した部分を繕うのではなく、建造当初からその後どのような改修がなされてきたかを把握し、ある時代を設定し、その時代の姿に再現しなければ、文化財的な価値は損なわれてしまう。今後、歴史的建造物の修復においてはこの点に配慮し、復原過程と工事仕様を明らかにする報告書作成が求められている。また、近代の歴史的建造物においては、特に活用を前提した修復も忘れてはならないことである。

#### (5) 都市美形成上欠かせない歴史的建造物

まちづくりにおいて歴史的建造物は欠かせない構成要素である。歴史的建造物は外観の全体構成やディテールなど意匠的に優れていることと、町民になじみ深く、地域のイメージの核的存在であるとともに、視覚的識別性が高く、地域のランドマークとしての役割をはたしていることなどが必須要件であり、現地保存が原則である。この観点から、玉村町の現状をみると、調査研究に基づく客観的な資料が不足している。今後は既に発刊している報告書の活用すること、さらなる客観的データを得るための調査研究の企画・実施すること、景観賞を設け顕彰すること、等が求められている。

#### (6) 公的支援による公益空間づくり

歴史的建造物がまちづくりにおいて有効に機能するには、それを支える公益空間は欠かせないものといえよう。まちづくりにおける公益空間を評価するとき、ここでの事業は必ずしも経済的自立がなし得なくても、そこが多くくの町民にとって経済活動の援助の場、町民にとっての癒やしの場、町民の交流の場等であったとするならば、それでよしとする視点が重要である。他の公益空間とは異なるが「道の駅」においてもその視点は重要と考える。公益施設を設ける意義を今一度再確認すべきであろう。今後は公益空間に関する評価委員会を設置し、そこが町に対して果たしている役割についてきちんと検証すべきである。この時、公的支援は集中化すべきという視点も欠かせない視点である。いずれにしても、公的支援による公益空間はつくっただけであってはならない。道の駅「玉村宿」の「加工室兼交流室」「たまたんギャラリー」はもっと有効に活用すべきであろう。

#### (7) 歴史遺産の周知活動

歴史遺産に関するリーフレット、映画・ビデオ、作成、企画展・特別展、講座等による広報は比較的よく取り組んでいる。今後は子どもを含めた世代別・性別を意識した周知活動、郷土の伝統・文化が語れる人の育成を目指す歴史遺産検定の実施、道の駅における広報活動の充実等が望まれる。道に駅における「たまぶら散歩」のリーフレットをおいておくだけの広報では物足りないと考える。

## (8) 歴史遺産ストック整備における措置

歴史遺産を活用し後世に引き継ぐには、歴史遺産の整備に係る諸制度の創設、所有者に対する保存、再生のための財政上の支援措置は欠かせないことであるが、玉村町では皆無である。町としての登録制度、歴史的景観・建造物の顕彰制度の創設、歴史的建造物の保存活用に係る新たな補助金、税の減免措置、建築規制の緩和措置を検討すべきであろう。

伊勢崎市では既に平成 17 年から文化財保存事業において、市指定文化財と共に国登録有形文化財にも 200 万円を限度に補助すること決めている。県下では画期的な施策であり、玉村町も参考にしてほしい。

## (9) 町としての計画立案・実行

まちづくりの上位計画はあるが、それを達成のための具体的な実施計画は示されていないのが現状である。上位計画を裏付ける地区別、分野別、スケジュールまで示す詳細な計画立案が望まれる。

現在、都市計画道路(斉田・上之手線)と旧例幣使道(県道 142 号)の拡幅が進められているが、それによる歴史的建造物の滅失は、歴史的建造物を保護しそれら活かしたまちづくりを標榜する玉村町のマスタープランと合致していないと考える。今後は第 5 次総合計画・マスタープランの再検討も行うべきである。

## 【3 提案事項】

以下の 4 項目を優先提案事項としてあげる。

### (1) 歴史交流拠点としての例幣使道玉村宿「和泉屋と玉村八幡宮」

例幣使道玉村宿は町民の誰もが認識していること、玉村八幡宮は本殿が県下有数の国重要文化財の神社建築であり、拝殿・幣殿、随神門、神楽殿、加えて国登録有形文化財の国魂神社社殿(旧玉村小学校奉安殿)の貴重な遺構を残していること、井田家の主屋は国有形登録文化財であり玉村八幡宮とは近接し密接な関係があること、等から玉村町の一級の歴史遺産といえよう。そこで「和泉屋と玉村八幡宮」を核とした歴史交流拠点の整備が考えられる。

井田家と玉村八幡宮を中心に、他の宿に残る歴史的建造物を、ハード(建造物等)とソフト(歴史的事実)の両面から、例幣使道玉村宿をキーワードに有機的に関連付けた整備がよいと考える。その際、玉村八幡宮の絵馬、千明玉齋の絵画、木島本陣等の既に滅失してしまった遺産、等も十分考慮してほしい。

なお、これから進めようとしている「赤煉瓦倉庫」も小松屋の倉庫ということで、近代における例幣使の荒物屋ということで組み込むことは可能である。今後、「和泉屋と玉村八幡宮」と「赤煉瓦倉庫」の各々の位置付けを明確にしてから整備を進めるべきと考える。

## (2) 郷校の復活「嚮義堂を活用した社会教育」

旧上樋越村にある「嚮義堂」は、村民が自ら設立した郷校であり、浦野神村も関わっている。その歴史は古く文化年間まで遡る。現在の建物は明治期に建てられたものであるが、大正期まではそこで社会教育が行われていた。全国的にみても近代になっても、その実践が行われたのは珍しく、上樋越村の教育への熱意を高く評価すべきであろう。

そこで、嚮義堂の建物において、きちんとした哲学をもった青少年の育成講座、玉村学講座、等を開講して郷校の復活を図ることは意義あることと考える。

## (3) 産業遺産を活用したツーリズム

玉村町で取り上げたい産業遺産は養蚕農家と工場である。産業遺産は文化財としては新しいものであるが、他の文化財と比較して、一般の生活と密着しており最も身近な文化財といえよう。

### ① 養蚕農家の民泊

観光に訪れる外国人の多くは、日本の普通のくらしに興味を持っているという。このことは、都会に住む日本人においても同様であると考ええる。群馬県の特徴というべき近代養蚕農家で民泊し、そこで地の食材の料理を食し、農業体験をする農家ツーリズムは人気を呼ぶものと考ええる。そこに、玉村の歴史遺産や花と緑と水辺等の資源を適宜加えればもっと効果的なものになると思う。

### ② 工場の見学

町内には文化財と呼べる産業遺産としての工場はないが、全国的にも数少ない県食肉卸売市場やマックス（株）の工場がある。工場生産のシステムを見学することにより、食の在り方を考えることや、日本の工業化の実態把握につながり、町内外の人たちにとっても意義のあることだと考える。工場見学においても、玉村の歴史遺産や花と緑と水辺等の資源も適宜加えればもっと効果的なものになると思う。

## (4) 「景観賞」による歴史的建造物の顕彰

玉村町の歴史的景観の保全と活用のために、歴史的建造物の所有者の顕彰は有効なことと考える。高崎市や伊勢崎市が実施している修復補助金制度も取り入れてほしい。

## 3 花と緑と水辺のまちづくり

### 【1 基本理念・方針】

- (1) 花と緑により日々の生活に潤いをもたらすまちづくりをめざす。
- (2) より多くの町民が参加することで豊かな水辺を育て、広めて、活用することを基本としながら、より多くの来町者獲得もめざして心から歓迎・おもてなしをする。

## 【2 町の対応状況と課題】

「花と緑と水辺のまちづくり」の成立要因からみた、町の対応状況と課題は次の通りである。

### (1) 担い手・組織

#### ①全体統括組織

情報集約、発信、企画、各地域のサポートを、町の複数の部署が各々対応しており、全体を統括する特定の組織は存在しない。

#### ②個別活動組織

町、町民サポーター、13の緑化活動団体、保全組合、JA、長寿会が個別に活動している。意見交換、作業の相互扶助等が必要である。

#### ③ボランティア

- ・地域の公園管理・・・地域住民。
- ・文化センター・・・任意のボランティア。
- ・北部公園バラ倶楽部・・・町との委託契約。

以上は既活動中である。

### (2) 観光資源

#### ①自然系：河川

- ・8年前から彼岸花が植栽され、今では橋の左右に花を咲かせている。
- ・岩倉橋の東方に白鳥が136羽飛来している。

#### ②自然系：田畑

田の畦道の彼岸花、休耕田のコスモス・かき菜・玉菊の植栽を既に行っている。

#### ③自然系：公園

運動目的タイプの公園が多く、水や緑に親しむタイプの公園は少ない。

#### ④自然系：パノラマ景観

現在は全て、点または小さい面であるのでパノラマ景観へ充実させることが課題である。

#### ⑤イベント系：フェスティバル

○水辺の森「和の集い」（水辺の森有効活用実行委員会主催）

- ・2015年5月6日（祝・水）開催
- ・野点に160名の参加者があった。

○「水辺の森フェスタ」（水辺の森有効活用実行委員会主催）

- ・過去3回開催されている。
- ・2015年度は年間6回のイベント予定が組まれている。
- ・「川（烏川と地域内の小川）」と「森林」を併せ持つ水辺の森公園の特性を活かした更なる活用を図る。

・イベント開催時の電源の確保が課題である。

○子供の森まつり「自然学習会」

・町内の竹林の竹を活用したい。

#### ⑥イベント系：オープンガーデン

○「第1回オープンガーデン」

・2015年5月23日（土）、24日（日）開催

### (3) ネットワーク（交通施設）

#### ①公共交通網（バスネットワーク等）

来町者が町内を移動する際の交通利便性が不十分である。

## 【3 提案事項】

以下の4項目を優先提案事項としてあげる。

### (1) ボランティアの募集

資金面ボランティアを新規公募する（税法上無理な場合は、苗のオーナー制を設ける）。既存のボランティアの活動を広く知って貰う機会を設け募集する。特に地域の公園は、町全体として捉え人の交流を図る。

### (2) 水辺の公園整備

利根川と烏川の合流地域という町の特性をアピール出来るように、既存の公園を充実させる。特に水辺の森公園の整備を望む。と同時に安全面を強化する。

### (3) 耕作面積拡大とイベント提案

各地域、保全組合毎の取り組みであると思われる。将来を考えて、町として特色を出すため、扱う作物を絞り込み、耕作面積を拡大する。調整の場を作るため、役場内に専門の部署を設置する。

また新規取り組みとして、「古代米アート」を提案する。デザイン・田植え・案山子作り・収穫味わい祭りと長期に亘り、取り組みが可能である。

### (4) 専門部署の設置

担い手・組織の統括や人材育成のために専門部署の早期設置を望む。リーダーの育成を行い、町民参加者の意識作りも必要である。一部の町民が参加してのイベントではなく、たとえ会場は分散しても、多くの町民がイベントに参加していると思えることが重要である。

## 4 農業交流によるまちづくり

### 【1 基本理念・方針】

玉村町の農業資源・拠点を活かし、町内外の人々がふれあえる魅力あるまちづくりを目指す。

## 【2 町の対応状況と課題】

「農業交流よるまちづくり」の成立要因からみた、町の対応状況と課題は次の通りである。

### (1) 担い手・組織

#### ①地元農業経営者、農業法人組合、認定農業者（協議会）、農志会

元農業高校教員を講師に招いて、たまむら農業塾を開催し、野菜栽培や農産加工の技術指導等を行っている。

### (2) 交流拠点

#### ①市民農園

自家野菜栽培やレクリエーションを目的として、4地区・162区画の市民農園があるが、文化センター周辺地区の開発により地区内の農園1地区が無くなるため、代替農園が必要である。

#### ②道の駅

- ・水茄子の生産者が自ら試食販売を通して消費者と交流し、水茄子（漬物）の美味しさを知ってもらっている。
- ・玉村産の野菜を漬物にして、漬物加工メンバーによる手作りのPOPなどで玉村産を積極的にアピールしている。
- ・道の駅内のモニターで農産物の生産者を数多く紹介している。

### (3) 農業資源

#### ①農地、ビニールハウス

- ・休耕地は、地域の環境保全組織による花畑やかき菜の栽培（福島地区）を行なっている。かき菜は学校給食にも使われている。
- ・2014年に大雪によるビニールハウスの倒壊の被害にあったが、国・県・町の支援により復旧した。

#### ②農業技術

伊勢崎地区農業指導センター（旧伊勢崎市農業改良普及センター）による指導のみが行なわれている。

#### ③農業機械

- ・農業生産組織や認定農家の農業用機械の導入支援あり。
- ・野菜移植機などの導入を支援し、産地強化を進めている。

### (4) 情報発信・PR

#### ①ホームページ、広報、ガイドブック

市民農園や農畜産物の紹介がホームページに無い。

### 【3 提案事項】

以下の4項目を優先提案事項としてあげる。

#### (1) 農業技術者の招聘

地元農家をたまむら農業塾の講師に招いて、就農希望者の受講促進を進める。

#### (2) 市民農園

- ・文化センター周辺地区内の代替農園の確保とクラインガルテンの研究。
- ・まちなか農園の研究(都市型市民農園):使われていない遊休地を農園として活用。  
これにより、町おこしや地域活性化が促進し、コミュニティ、景観が良くなる。

#### (3) 道の駅を活用した体験イベント

- ・玉村産農産物の漬物教室を開催する。
- ・野菜の収穫体験や道の駅の加工室を利用した漬物体験教室、コンバインでの米麦の収穫体験、トラクター試乗体験などを企画し、農家がボランティアサポートの為ではなく、それらの事を本気でやった時に経済的に収入がしっかり得られる様なものにする。

#### (4) 情報発信

各メディアを通じて市民農園や玉村町の農畜産物の紹介を積極的に行なう。

## 5 少子高齢化に対応したまちづくり

### 【1 基本理念・方針】

- (1) 若い世代や女性が暮らしやすい町にして、町内に呼び込み、定住促進をめざす。
- (2) 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で愛着を持って生活ができるようにする。

### 【2 町の対応状況と課題】

「少子高齢化に対応したまちづくり」の成立要因からみた、町の対応状況と課題は次の通りである。

#### (1) 担い手・組織

##### ①NPO 法人・ボランティア

産後ママヘルプサービス・ファミリーサポートセンター等の育児に関することを低料金でサポートしている。しかし、そのことはあまり知られていないことから、今後は育児サポートを必要としている町民に、町が実施しているサポート内容を効果的、積極的にPRすべきである。

##### ②子ども育成課

子ども育成課で子育てに関するサポート、助成事業を実施しているが、その内容は周知されていない。「くらしのガイドブック」「子育てガイドブック」等の資料を用い



た効果的なPRが望まれる。また、子育てと学校教育は一体のものであるから、教育委員会学校教育課とも連携をよく図り、子育てしやすい町を目指してほしい。

### ③定住促進プロジェクトチーム

若い世代及び女性の職員が中心となって活動しており、パンフレット「くらししてみようよ たまむらまち」作成し広報につとめているが、もっと効果的なPRが望まれる。今後、定住促進のコンセプトの大きな柱の1つとして、女性職員の意見を積極的に取り入れて「女性にとって住みやすいまち」を掲げてほしい。

### ④健康福祉課

各種の助成事業を実施している。要支援・要介護者、認知症患者の対策等の助成事業や地域包括ケアシステムの構築を実施している。

### ⑤ふれあいの居場所連携議会

月1回各ふれあい居場所の代表者と役場健康福祉課担当者が一同に集まり、ふれあい居場所の現状と今後の課題を話し合っている。単なる話し合いで終わることなく、是非そこで明らかになった課題に向けて積極的に取り組んでほしい。

## (2) 構成分野

### ①子育て支援

第四保育所完成(H26.4)、子育てがトクブック作成、赤ちゃんの駅設置(公共施設9か所、民間施設3か所)、ファミリーサポートセンター事業、産後ママヘルプ事業、放課後児童クラブ、ブックスタート事業等があるが、あまり周知しておらず、効果的、積極的な広報を進めるべきである。現状をみると子供たちの数は年々減ってきており、早急な対策が望まれる。子育て支援の充実はいうまでもないが、それと共に教育の充実も図るという視点が重要である。

### ②高齢者福祉

特養入所待ちが100人以上、要支援・要介護者の増加、増える認知症の対策、介護者の負担増加しているのが現状である。今後、ますます地域包括ケアシステムの構築、ふれあいの居場所づくりの増設、等が求められるわけだが、必ずしも満足できる状況にはない。高齢者が住みやすい町にする施策の充実は喫緊の課題である。これらの諸策の遂行には民と官の協働は欠かせないものである。今まで以上に町民に対し協働の重要性の啓蒙活動を推進してほしい。

### ③定住促進

現在、定住促進プロジェクトチームにより、文化センター周辺のまちづくり事業が進められている。しかし、この成否は、建築(ハード)の良し悪しとともに、移住者助成制度の創設や子育て世帯と祖父母世帯の2世帯が近くに住みあう近住世帯への支援の充実の有無にかかっていると考える。また、女性が働きやすい・子育てしやすい・若者が住みやすい・学校教育の質が高い・社会教育が充実している等のソフト面の良さも重要な視点といえよう。

近居支援について既に実施している自治体等の支援内容をみると次の通りである。東京都北区では平成 19 年から近居のための住宅取得費に対して最大 20 万円を支給、都市再生機構(UR)は平成 25 年から子育て世帯の親族世帯が同じ団地か半径 2 キロ以内の団地に転居してきた場合、家賃を 5 年間 5 %の割引。神戸市では平成 25 年から転居費を平成 19 年から近居のための住宅取得費に対して最大 20 万円を支給、島根県奥出雲町では平成 26 年度から、同じ公民館区域に住むことを条件に、住宅購入に最大 50 万円の助成を始めている。

### (3) 現行の資源

#### ①ふれあいの居場所

運営と質の向上をめざして、月 1 回、玉村町と各居場所の代表によるふれあいの居場所連携議会の会議を設け、ふれあいの居場所の現状と課題、その対策等を話し合っている。ふれあいの居場所は平成 27 年 5 月現在、11 箇所できているが、どのように利用者を増やしていくのか、参加したくても参加できない利用者(歩けない人等)にどのようにして参加してもらうか、等の課題を抱えている。

#### ②文化センター周辺まちづくり事業

土地区画整理事業で実施中。町では定住促進プロジェクトチームを発足させているが、現状をみると建築等のハード的な面に力点が置かれているといえよう。定住したくなる支援制度の策定と積極的なPRが望まれる。

#### ③まちなか交流館スマイル

1 階に「ふれあいの居場所」、2 階に「放課後児童クラブスマイル」を配置し、子供からお年寄りまで多世代の交流が行われている。同一の建物内での交流は先進的な試みであり評価したい。今後もさらにこのような形態の施設拡充が望まれる。

#### ④学校

世代間交流は、小学校において総合の福祉施設訪問や長寿会との交流(団子作り)、家庭科のミシン縫い指導、生活科のすいとん作りや長寿会との交流(昔遊び)等が行われ、その他のものとして安全まもり隊、長寿会による声掛けボランティア、ボランティアによる読み聞かせ等がある。現在は小学校に限られたものになっているが、今後、保育園、幼稚園、中学校、さらには高校・大学と場の拡充が望まれる。

## 【3 提案事項】

以下の 3 項目を優先提案事項としてあげる。

### (1) 定住促進を促すまちづくり

定住促進のコンセプトとしてはいろいろあるが、移住者助成制度の創設、近住支援、

子育てのしやすさ、若者や女性にとって働きやすく住みやすいまち等は不可欠なものとする。加えて小中学校の教育の質の高さも重要である。定住促進の可否はこれらのことをいかに施策にくみこんで実現出来るかにあると考える。PRもホームページだけでなく、定住促進情報を提供している特定のメディアの活用、ターゲットする限定された場所における広報、道の駅における広報等、積極的な取り組みを期待したい。なお、定住促進には縦割り行政の垣根を外し、定住促進に関わるほとんどの案件に対応できる体制づくりが重要である。

## (2) 新たなふれあいの居場所の設置

現在、ふれあいの居場所は11箇所にとまっているが、理想的には町内の各地域毎に2か所ずつ出来れば、その地区における高齢者の実態とその地域のニーズの把握は容易になり、ふれあいの居場所は所期の目的が達成できると考える。ふれあいの居場所の根底にあるコンセプトは民と官との協働による推進であることから、協働の重要性を町民に理解してもらうための積極的な取り組みを進めるべきであろう。

## (3) 幅広い世代間交流

まちなか交流館スマイルは、1階を「ふれあいの居場所」、2階を「放課後児童クラブスマイル」を配置し、限られた世代間交流でなく、子供からお年寄りまで多世代の交流を目指している。今後この施設の設立主旨に基づいた同種の施設の拡充が望まれる。

# 6 つながりづくりと地域（まち）づくり

## 【1 基本理念・方針】

- (1) 玉村町のまちづくりの基本理念は、「住民自治の実現」「協働の推進」により、豊かで暮らしやすい玉村町をつくること（玉村町自治基本条例）
- (2) 巨大な中核市に挟まれながら自立を基本軸とする玉村町が、埋没しないで町政を運営していくには、まちづくりの主体である住民と議会、町、企業、大学等が協働してまちづくりを推進することによって、町のアイデンティティを發揮していく必要がある。
- (3) 単独では解決できないことでも、ネットワークを構築し協働して行えば大きな成果を發揮できる。

## 【2 町の対応状況と課題】

「つながりづくりと地域（まち）づくり」の成立要因からみた、町の対応状況と課題は次の通りである。

### (1) 担い手・組織

#### ①まちづくりの全体統括組織

まちづくりには、歴史資産によるまちづくり、自然を活かしたまちづくり等、いろいろあり、玉村町でもそれらを推進している。しかし、玉村町にはまちづくり全体を統括する部署はないことから、関係部署がそれぞれに取り組んでいるのが現状である。このことから、総合的な大きな目玉となる事業ができていない。今後、よりよいまちづくりをするためには、全体を統括する部署の設置は不可欠なものとする。なお、協働のまちづくりを経営企画課の協働推進係が担当しているが、他の関係部署は消極的である。町全体として取り組むという意気込みが感じられないのが課題といえよう。

### ②つながりづくりやまちづくり等の個別活動組織

玉村町では住民・団体・地元企業・県立女子大学等が協働してつながりづくりやまちづくりをして地域貢献を推進している。これに関わっている住民・団体の組織としては、「玉村町友好交流協会」「まちづくり玉村塾」「アクティブシニア」「シニアパトロールの会」「一般社団法人玉村町住民活動支援センター ぱる」などがある。しかし、その活動内容やその意義は必ずしも周知しているとはいえない。活動内容の周知とともにさらなる組織の拡大が課題といえよう。

### ③住民のまちづくり活動を支援する組織

役場の関係部署とともに、玉村町住民活動サポートセンター「ぱる」がある。「ぱる」は玉村町自治基本条例を受けて町が公設公営で設立した「玉村町協働推進センター」であり、後に「玉村町住民活動サポートセンター」と名称変更した。平成25年からは一般社団法人たまむら町住民活動支援センターに業務委託し公設民営となっている。

なお、「ぱる」に登録されている団体は、平成27年8月4日現在、65団体、個人は33人にのぼり、登録団体同士のつながりづくり、企業、団体との協働を進めている。しかし、「ぱる」の活動内容や成果はあまり周知されていないのが現状といえよう。

## (2) 資源

### ①地域資源

地域（まち）づくりの資源としては、住民、自然、歴史、観光、産業、農業、食、伝統芸能等がある。

しかし、これらの地域資源は現行の玉村町の地域づくりをみると、これらの資産を有効に活用しているとはいえないのが現状といえよう。地域資源は身近なものであり、活用においてはテーマを持って、複合的・有機的に組み合わせることが重要と考える。

### ②つながりづくりやまちづくりの個別活動組織

つながりづくりの資源としては、「ぱる」の交流会、「ぱる」の祭り、「アクティブシニア」のウェルカムパーティー等がある。これらは、つながりづくりのきつ

かけとなる場としてたいへん有効であることから、今後も積極的に取り組んでほしい。

### 【3 提案事項】

以下の3項目を優先提案事項としてあげる。

#### (1) 「まちづくり課」の創設

住民参加型まちづくり・協働によるまちづくりが玉村町のまちづくりの基本であることを明確にし、まちづくりに有効な手段であるフィルムコミッション担当も傘下とするまちづくりを統括する課、たとえば「まちづくり課」の設置が必要と考える。また、協働の当事者である町職員の意識改革、研修等も積極的に進めてほしい。

#### (2) 「ぱる」への支援強化

今後、つながりづくりの拠点としては玉村町住民活動サポートセンター「ぱる」がその任を担うのがよいと考える。「ぱる」の機能の充実・拡大を図るために町からの人的及び予算的な支援を強化すべきである。

#### (3) 地域資源を活用した地域づくり

地域づくりには旗印としてのストーリー(またはテーマ)は欠かせないものである。その有力なヒントとなるのが、地域にある自然遺産や文化遺産といえよう。それらは、身近に親しんできたものであり見逃しやすいものであるかもしれないが、地域の人それぞれのアイデンティティである。地域づくりにおいて、まず地域資源を再認識することは重要なことである。

(付表) 1～6

表中の「町の対応状況と課題」における「現況評価」は町の対応状況を示すもので、◎は「良い」、○は「やや良い」、△は「やや悪い」、×は「悪い」、斜線はまだ実施していない事業で評価できないことを示す。

## 付表 1 生活観光によるまちづくり

### 1 基本理念・方針

- (1) 通常イメージするようないわゆる観光地化を目標とするのではなく、玉村町の様々な既存資源を用いて、まずは町民自身が「知って・体験して楽しい町」と思えるようなまちづくりを行なう。その延長線上来町者を招き入れることのできる観光があると認識し、「生活空間を洗練させていった先にある観光」すなわち「生活観光」を目指す。
- (2) 「歴史遺産を生かしたまちづくり」「花と緑と水辺のまちづくり」「農業交流によるまちづくり」等の観光に関連するまちづくりテーマの取組みを連携・統括する視点を持ちながら、バランスある生活観光の展開を目指す。

### 2 成立要因に対する「町の対応状況と課題」および「提案・意見」

成立要因	町の対応状況と課題		提案・意見
	現況評価		
(1) 担い手・組織			
① 体統括組織(町全体の観光ストーリーづくり、情報集約、誘致企画等)	×	役場の複数の部署が状況に応じて対応しており、全体を統轄する特定の組織は存在しない。町全体の観光ストーリーづくりも行われていない。	役場内に観光まちづくりの専任部署設置の必要あり。
② 個別活動組織(個別の企画、ストーリーづくり等)	△	町、市民組織、民間企業等が個別に活動しているが、連携に乏しく、またストーリーづくりにまで至っていない。	①の全体統括組織を通じた活動や観光ストーリーの相互連携を図るべき。
③ ボランティア	○	清掃ボランティアは既に存在しており、ボランティアガイドについては現在育成を検討中である。	役割や人数等の適切なあり方を確認すべき。
(2) 観光資源			
①歴史系：建物、街並み、物品、史跡等	△	○玉村八幡宮や和泉屋を始めとする、歴史的な寺社建築や様々な民家等が存在する。 ○「2 歴史遺産を生かしたまちづくり」の項を参照。	

②自然系：河川、田畑、公園、パノラマ景観等	△	「3 花と緑と水辺のまちづくり」の項を参照。	
③イベント系：祭事、花火大会、各種フェスティバル、オープンガーデン等	○	○たまむら花火大会を始めとする町レベルのイベントから地区レベルの多様な祭事・神事等が開催されている。 ○「3 花と緑と水辺のまちづくり」の項を参照。	五料の水神祭は地区レベルの神事でありながら、「第3回ぐんま 街・人・建築 大賞」の奨励賞を受賞した。玉村町では他にも多くの特徴的な祭事・神事があり、町内外へのPRの余地を残している。
④物品系：農作物、名物料理、菓子、酒等	△	菓子や酒等は一部定着しつつあるが、玉村名物と言えるレベルかは疑問。名物料理は「たまロンスティック」があるが定着していない。農作物では水茄子等の新しい試みが見られる。	道の駅が出来たことによって、特産品が衆目に触れる機会が高まったため、市場調査や商品開発及び商品のPRが格段にやすくなった。
⑤産業系：工場見学、農業体験等	△	○工業団地や県食肉卸売市場等において、概ね見学可能な体制がとられている。 ○農業体験については「4 農業交流によるまちづくり」の項を参照。	
(3) 観光拠点			
①ビジターセンター施設（観光案内所機能等）：道の駅等	○	2015年5月に「道の駅 玉村宿」がオープンし、自動車利用者に対するビジターセンターとしての役割を担っている。	
②スーパー観光資源：玉村八幡宮周辺等	△	玉村八幡宮地区は将来の玉村町における重要な観光拠点となる潜在力を有するため、現在様々な検討が試みられている。	
(4) ネットワーク（交通施設）			
①歩行者道・自転車道	△	比較的自然景観が良好なルートに自転車道が配置されており、レジャー用途には適している。歩行車道は基本的に側歩道や路側帯であり、一部歩行者専用道もあるが利用者は多くない。	歩行者専用道の増設や、自転車道や歩行車道のルートと各種拠点の関係を検討し利用率を向上させる。
②レンタサイクル	×	現状ではレンタサイクルは整備されていない。	

③公共交通網（バスネットワーク等）	△	コミュニティバスの「たまりん」は高齢者の足となっているが、路線バスの本数や営業時間が十分でない。	
④駐車場	△	主要施設には基本的に駐車場はあり、イベント時には適宜駐車スペースを確保しているが足りない場合もある。特にバス用の駐車場が足りない。	
⑤水路の活用	×	玉村町は利根川や烏川等の河川に囲まれており、また農業用水路も存在するが、それらを利用した親水性の高いレジャー施設は存在しない。	イベント時における渡し船や遊覧船などのレジャー用途での水路活用、及び水辺の親水空間整備について検討すべき。
(5) 補助施設・設備			
①公衆トイレ	△	基本的には公園等の公共的施設にある。	
②休憩所	△	市街地における屋内で休憩できる場所は、ほとんどが民間経営の店舗となる。東屋等の屋外の休憩所は遊歩道沿いや公園内等にある。	
③食事処	△	民間経営のものが主として旧例幣使道（県道142号）及び県道40号沿いに散在している。町が関与しているものとしては「道の駅 玉村宿」のみ。	
④宿泊施設	×	なし。	伝統的民家等が空き家になった場合にゲストハウス等の宿泊施設への転用可能性を検討する。補助金利用も検討する。
④ Wi-Fi	×	公衆スポットは「役場」「まちなか交流館」「道の駅 玉村宿」のみ。	文化センターなど、町の公共施設周辺に整備することを検討する。
(6) 情報発信・PR			
①ホームページ	△	観光に関する部分に関しては、町で開催されるイベントが全て載っていない等、改善の余地がある。	



②ガイドブック、ガイドマップ	○	「玉村町くらしのガイドブック」により町について総合的に案内している。また「たまぶら散歩」はシンプルながらも観光情報の要点をおさえたパンフレットとなっている。	今後は観光情報の選択と充実が課題である。
③案内サイン	△	町の入口にマスコット「たまたん」をあしらった看板や主要施設に関する案内サインは設置されている。烏川の白鳥の飛来場について看板がない。	今後は歴史的施設や観光上重要と思われるものの説明看板も適宜整備すべき。
④マスコット	○	「たまたん」が各種媒体で町のPRを行なっている。	
⑤ポスター、CM、広報	△	イベント時等に適宜行なっている。	
(7) 観光資源の収集・維持活動、子供達含む町民への周知活動			
①町・市民組織等による情報収集活動・維持活動	△	「まちづくり玉村塾」等の市民組織や個人等が個別に活動しているが、町全体としての幅広い、また一貫性のある活動となっていない。	今後は全体統括組織の管理のもと、情報収集・維持活動を幅広く行なっていくことを検討する。
②学校教育、生涯教育等による町情報の周知	△	小学校等の授業において一般的な郷土教育を行なっている。	子供達を対象に、玉村町をテーマにした歴史やまちづくりに関心が持てる教育機会の在り方について検討する。
③観光資源の維持・改善に関する法制度の整備	△	「玉村町自治基本条例」等のまちづくりに関する基本的な法的規制を設けているが、観光上重要な景観を保全することに関しては十分でない。	良好な歴史的街並みや自然・田園景観の維持・改善のために景観計画や景観条例の制定についても検討する。

## 付表 2 歴史遺産を生かしたまちづくり

### 1 基本理念・方針

#### (1) 自分たちの町はすごいんだ

ごく自然に「むかし」を感じさせる美しい景観の町づくりを目指して、全国レベルの価値判断でなく、町や地域にとっての歴史的文化的価値を重要視する。指定・登録・選定の文化財だけが歴史遺産ではないという認識が重要。

#### (2) テーマ、物語に基づいた保存・整備

#### (3) 町民の意思を積極的に反映させた計画と規制

何のための「歴史遺産を生かしたまちづくり」を行うのかについて再認識し、町民も計画と規制づくりに参加する。

#### (4) 「単独テーマによるまちづくり」だけでなく、「複合テーマによるまちづくり」も考える

### 2 成立要因に対する「町の対応状況と課題」および「提案・意見」

成立要因	町の対応状況と課題		提案・意見
	現況評価		
(1) 担い手・組織			
① 町民による既に活動している団体・組織の活性化	○	「まちづくり玉村塾」と協働して一定の成果を上げている。玉村町全体という観点も重要。	活動内容を玉村宿から全町へと拡大する。
② 町民によるボランティア組織の創設	△	「まちづくり玉村塾」以外はほとんどない。	ボランティアガイド養成講座を開設、団体創設の醸成を図る。
③ まちづくりを統括する担当部署の創設	△	各部署はそれぞれ取り組んでいるので、大きな目玉としての事業が出来ていないと思う。早急に望まれる。	歴史的な部分は教育委員会、都市計画やイベントは町というのではなく、まちづくりを統括する町長直結の担当課又は係を設ける。

(2) 歴史遺産を掘り起こすための活動			
①各種講座、講演会、現地視察会の開催	◎	十分実施されている。	子供、町外からの転入者向け等、幅広い対象者向けを企画する。
②調査研究を推進する	△	不十分と考える。調査委員会の発足、研究者への助成、住民が考える歴史遺産把握のための調査等が望まれる。	予算を確保して計画的に進める。
③文化財として位置付ける	△	歴史的建造物の文化財指定を積極的に推進する。	分野別の文化財指定候補リストを作成する。
(3) 歴史遺産の抽出			
①玉村の歴史遺産からみるテーマ・物語り	○	「例幣使道の宿場町」だけに拘るのでなく、幅広く歴史遺産を再検討する	「嚮義堂が行ってきた教育(浦野神村)」を参考にし、建物の保存・整備とともに、その建学精神を引き継ぐ。
②ハード(モノ、建造物等)だけでなく、ソフト(精神、生き方等)にも注目する。	△	モノに拘り過ぎているのではないか。	
③風土に根ざしものには無形文化財や、産業遺産を生かしているか	○	玉村の祭(春鋤祭、五料の水神祭、上福島のすみつけ祭り等)はよく知られているが、産業遺産や玉村の文化人はあまり認知されていない。	産業遺産としての「工場見学」「養蚕農家」、「玉村を代表する人物」(千明玉齋、齊藤宜義、渡辺三右衛門等)等を生かした新たな視点での取り組み。
④歴史遺産の複合化、ネットワーク化	△	十分になされていない。一つの歴史資産に限らないで複数の歴史遺産をもとにテーマを設定することも重要。	地域(旧の玉村町、芝根村、上陽村、群南村の一部)、分野(歴史、民俗)、時代等を超えたネットワーク化。
⑤調査結果の活用	○	多くの調査研究を実施してきているが、その活用が図られていない。	報告書作成に止まらず、それを生かした講演会等の実施。

(4) 歴史適建造物における価値を損なわない保全と活用			
① 基本方針に基づいた修復・整備		文化財としての歴史的建造物は、真正性の確保、どの歴史を遺すかの検討、修復の手順を理解した調査と設計が求められている。それに対応できる予算措置。	歴史的建造物については専門家の指導のもと、保存管理計画書を作成するとともに、修復終了後には必ず工事報告書を作成する。
② 建物を活かし続ける計画		単なる保存整備であってはならない。活用を前提とした整備が重要。単なる歴史的建造物と文化財的価値を持つ歴史的建造物では対応が異なる。	
④ 専門家による修復の記録作り		歴史的建造物の設計監理は一般的な建造物とは異なる。	
(5) 都市美形成上欠かせない歴史的建造物			
① 外観の全体構成やディテールなど 意匠的に優れていること。	△	調査研究に基づく客観的な資料が不足している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に発行している報告書(『玉村町の建造物』)の活用。</li> <li>・客観的データを得るための調査研究の 企画・実施。</li> <li>・景観賞を設け顕彰することにより新たな歴史的建造物を発掘。</li> </ul>
② 町民になじみ深く、地域のイメージの核的存在であるとともに、視覚的識別性が高く、地域のランドマークとしての役割をはたしていること。	△		
③ 現地保存を原則とする。		実施例はないが、極力移築保存は避ける。	現地での保存・整備につとめる。

(6) 公的支援による公益空間づくり			
①公益空間は戦略的に赤字施設であってもよい。	○	自治体が公益施設を設ける本来的意義を満足できる施設運営になっているかという視点からみると、もっと町の良さをアピールする広報や仕掛けが弱いといえよう。	第三者を入れての評価委員会を設置し、定期的な運営の在り方、収支等を検討すると共に、そこが果たしている役割についてきちんと検証すべきである。
②公的支援は集中化する	○	地区からみると旧玉村の上新田・下新田地区に集中している	旧芝根地区・上陽地区にも核が必要。
③公益空間(地域再生を図る地域)により交流を促す	○	公益施設は利益より、交流の促進をはかるべきもの。	公民館の運営、在り方の検討。
④交通施設・駐車場、便所等の整備	○	不可欠なこと。	既にある広報資料に駐車場、便所等を明示。
(7) 歴史遺産の周知活動			
①リーフレット、映画・ビデオ、作成、企画展・特別展、講座等による広報	◎	比較的良好に取り組んでいる。	各遺産の現場においてW i F iで説明が聞けるようにする。
②世代別・性別を意識した周知活動	○	大人だけに限らず、子供へという視点も重要。	文化財ガイド養成講座の開講。
③歴史遺産検定		郷土の伝統・文化が語れる人の育成。	歴史遺産検定の実施。
④道の駅における広報活動	○	計画的で戦略的な広報の拠点とする。	公報スペースの拡大とW i F i設置。
(8) 歴史遺産ストック整備における措置			
①歴史遺産の整備に係る諸制度の創設	△	現在、諸制度は皆無。	町としての登録制度、歴史的景観・建造物の顕彰制度の創設。
②所有者に対する保存、再生のための財政上の支援措置	△	現在、措置されていない。	工事に係る補助金、税の減免措置、建築規制の緩和措置等を行うとともに、保存・活用のための業務における技術援助とコンサル料を負担する。

(9) 町としての計画立案・実行			
①上位計画	◎	総合計画や都市計画マスタープランに位置付けている。	町内全域を視野に入れた計画立案。
②上位計画達成のための具体的な実施計画	△	ほとんど示されていない。	具体的な方策、スケジュール等について、赤煉瓦倉庫について示しているが、他の歴史遺産については示していない。上位計画を裏付ける詳細な計画立案が望まれる。

### 付表 3 花と緑と水辺のまちづくり

#### 1 基本理念・方針

- (1) 花と緑により日々の生活に潤いをもたらすまちづくりをめざす。
- (2) より多くの町民が参加することで豊かな水辺を育て、広めて、活用することを基本としながら、より多くの来町者獲得もめざして心から歓迎・おもてなしをする。

#### 2 成立要因に対する「町の対応状況と課題」および「提案・意見」

成立要因	町の対応状況と課題		提案・意見
	現況評価		
(1) 担い手・組織			
① 全体統括組織	×	情報集約、発信、企画、各地域のサポートを、町の複数の部署が各々対応しており、全体を統括する特定の組織は存在しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場内に専門の部署を設置する。(観光課)</li> <li>・ J A、商工会と連携して、町としての方向を示し、町民に知らせめ町外に向けて発信する。</li> </ul>
② 個別活動組織	×	町、町民サポーター、13の緑化活動団体、保全組合、J A、長寿会が個別に活動している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役場内に専門の部署を設置する。(公園緑地課)</li> <li>・ 意見交換、作業の相互扶助等を管理する。</li> <li>・ リーダーの育成を行い、町民参加者の意識作りも必要。一部の町民が参加してのイベントではなく、たとえ会場は分散しても、多くの町民がイベントに参加していると思えることが重要である。</li> </ul>
③ ボランティア	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の公園管理・・・地域住民。</li> <li>・ 文化センター・・・任意のボランティア。</li> <li>・ 北部公園バラ倶楽部・・・町との委託契約。</li> </ul> 以上は既活動中である。	資金面ボランティアを新規公募する。(税法上無理な場合は、苗のオーナー制を設ける) 既存のボランティアの活動を広く知って貰う機会を設け募集する。特に地域の公園は、町全体として捉え人の交流を図る。

(2) 観光資源			
①自然系：河川	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8年前から彼岸花が植栽され、今では橋の左右に花を咲かせている。</li> <li>・ 岩倉橋の東方に白鳥が136羽飛来している。</li> </ul>	利根川と烏川の合流地域という町の特性をアピール出来るように、既存の公園を充実させる。特に水辺の森公園の整備を望む。と同時に安全面を強化する。
②自然系：田畑	△	田の畦道の彼岸花、休耕田のコスモス・かき菜・玉菊の植栽を既に行っている。	各地域、保全組合毎の取り組みであると思われる。将来を考えて、町として特色を出すため、扱う作物を絞り込み、耕作面積を拡大する。調整の場を作るため、役場内に専門の部署を設置する。新規取り組みとして、「古代米アート」を提案する。デザイン・田植え・案山子作り・収穫味わい祭りと長期に亘り、取り組みが可能である。
③自然系：公園	×	運動目的タイプの公園が多く、水や緑に親しむタイプの公園は少ない。	町内全ての公園の見直しを行う。専門的な園芸家に依頼し、公園毎に植栽等の特色を出す。その段階から、ワークショップ等を企画し、広く町民に参加を呼びかける。
④自然系：パノラマ景観	△	現在は全て、点または小さい面であるのでパノラマ景観へ充実させる。	現在実施中の畦道の彼岸花、休耕田利用、駐在所通りの紫陽花の面積を広げて、パノラマ化する。ゴルフ場周辺の銀杏並木の景観の美しさを広く発信する。位置的に近い、水辺の森公園とを結んで、イベントを開催する。



⑤イベント系：フェスティバル	◎	水辺の森「和の集い」(水辺の森有効活用実行委員会主催) ・ 2015年5月6日(祝・水)開催 ・ 野点到160名の参加者があった。	
	△	「水辺の森フェスタ」(水辺の森有効活用実行委員会主催) ・ 過去3回開催されている。 ・ 2015年度は年間6回のイベント予定が組まれている。 ・ 「川(烏川と地域内の小川)」と「森林」を併せ持つ水辺の森公園の特性を活かした更なる活用を図る。 ・ イベント開催時の電源の確保が課題である。	① 「親子凧揚げ大会」「大縄飛び大会」を開催し、その後、県食肉卸売市場の肉・町内産野菜を使った鍋の炊き出しを行う(有料) ② 昭和22年に作られ、現在もそのままになっている、「蛇籠」を活用する。規模からして見事であるが、雑草に被われている。周辺を整備して、作られた経緯・働きを知って貰う。川との関連を知る良い機会になると思われる。 ③ 春先に大きい鯉が泳ぐ「しょうびん沼」を、年間を通して、水が流れる小川にする。 ④ 狩猟可能地域であるので、ハンターが来所する。多くの人の来場を促す公園を目指すためには、課題がある。白鳥の飛来期・土手の散策に対して、関係機関と連絡を取り、対策を講ずるよう提案する。 ⑤ 現在、水辺の森有効活用実行委員会が企画しイベントを開催している。回を重ねるにつれ内容・来場者全てにおいて充実してきている。しかし、イベント時のみの公園ではなく、年間を通して多くの人々が安全に楽しめる公園にするために、専属のスタッフを置く。ボランティアを募集して、パトロールをする。防犯と整備が必要な箇所の発見に繋がる。
	×	子供の森まつり「自然学習会」 ・ 町内の竹林の竹を活用したい。	周辺の公民館で、竹を利用した灯籠を作る。 作った灯籠は、お祭りで灯りをつける。

⑥イベント系：オープンガーデン	◎	「第1回オープンガーデン」 ・2015年5月23日（土）、24日（日）開催	オープンガーデンの一斉公開日と同時に北部公園バラ祭り、文化センターバラ祭り、地域の公園のバラ祭りを開催して、全町で「バラの町」を発信していく。
（3）ネットワーク（交通施設）			
①公共交通網（バスネットワーク等）	×	来町者が町内を移動する際の交通利便性が不十分である。	町の施設が離れていること、今後一丸となって取り組む町のイベントを考慮して移動の足を確保する。「たまりん」のルート、運航時刻、料金等。既に運行している電気自動車の活用を図る。

付表 4 農業交流によるまちづくり

1 基本理念・方針

玉村町の農業資源・拠点を活かし、町内外の人々がふれあえる魅力あるまちづくりを目指す。

2 成立要因に対する「町の対応状況と課題」および「提案・意見」

成立要因	町の対応状況と課題		提案・意見
	現況評価		
(1) 担い手・組織			
地元農業経営者、農業法人組合、認定農業者（協議会）、農志会	△	元農業高校教員を講師に招いて、たまむら農業塾を開催し、野菜栽培や農産加工の技術指導等を行っている。	地元農家をたまむら農業塾の講師に招いて、就農希望者の受講促進を進める。
(2) 交流拠点			
①市民農園	○	自家野菜栽培やレクリエーションを目的として、4地区・162区画の市民農園があるが、文化センター周辺地区の開発により地区内の農園1地区が無くなるため、代替農園が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センター周辺地区内の代替農園の確保とクラインガルテンの研究。</li> <li>・まちなか農園の研究（都市型市民農園）</li> <li>・使われていない遊休地を農園として活用</li> <li>・町おこし、地域活性化、コミュニティ・景観が良くなる</li> </ul>
②道の駅	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水茄子の生産者が自ら試食販売を通して消費者と交流し、水茄子（漬物）の美味しさを知ってもらっている。</li> <li>・玉村産の野菜を漬物にして、漬物加工メンバーによる手作りのPOPなどで玉村産を積極的にアピールしている。</li> <li>・道の駅内のモニターで農産物の生産者を数多く紹介している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玉村産農産物の漬物教室を開催する。</li> <li>・野菜の収穫体験や道の駅の加工室を利用した漬物体験教室、コンバインでの米麦の収穫体験、トラクター試乗体験などを企画し、農家がボランティアサポートの為ではなく、それらの事を本気でやった時に経済的に収入がしっかり得られる様なものにする。</li> </ul>

(3) 農業資源			
①農地、ビニールハウス	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休耕地は、地域の環境保全組織による花畑やかき菜の栽培（福島地区）を行なっている。かき菜は学校給食にも使われている。</li> <li>・2014年に大雪によるビニールハウスの倒壊の被害にあったが、国・県・町の支援により復旧した。</li> </ul>	
②技術	△	伊勢崎市農業改良普及センター（旧伊勢崎市農業改良普及センター）による指導のみが行なわれている。	農家から農家への技術の継承は農家の個別の対応になっている
③農業機械	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産組織や認定農家の農業用機械の導入支援あり。</li> <li>・野菜移植機などの導入を支援し、産地強化を進めている。</li> </ul>	
(4) 情報発信、PR			
①ホームページ、広報、ガイドブック	×	市民農園や農畜産物の紹介がホームページに無い	・市民農園や玉村町の農畜産物の紹介

付表 5 少子高齢化に対応したまちづくり

1 基本理念・方針

- (1) 若い世代や女性が暮らしやすい町にして、町内に呼び込み、定住促進をめざす。
- (2) 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活ができるようにする。

2 成立要因に対する「町の対応状況と課題」および「提案・意見」

成立要因	町の対応状況と課題		提案・意見
	現況評価		
(1) 担い手・組織			
① NPO法人・ボランティア	○	産後ママヘルプサービス・ファミリーサポートセンター等の育児に関する活動を低料金でサポート。	育児サポートを必要としている町民に効果的、積極的にこういったサポートがあるということをPRする。
② 子ども育成課	△	子育てに関するサポート、助成事業の実施。	「くらしのガイドブック」「子育てガイドブック」等のすばらしい資料があるので町民への周知を徹底してもらうことで子育てのしやすい町としてPRしてもらいたい。小・中学校の教育の質を上げる。また、大学との連携を図る。 ※質の高い教育とは「一人一人が自らの頭で考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、たくましく生き抜いていく基礎を培うことができる教育」を指す。

③ 定住促進プロジェクトチーム	○	役場の若い世代の職員と女性職員が中心となって活動。パンフレット「くらししてみようよ たまむらまち」作成。	町外への効果的なPRを実施する。女性が中心となって活動しているのだから女性にとって住みやすいまちづくりも考えてもらいたい。また、育児・教育の環境も整備に努め質の向上をはかり育児・教育の面からも定住促進を考えてもらいたい。
④ 健康福祉課		高齢者福祉をみると、特養入所待ち100人以上、要支援・要介護者は増加、認知症の介護者の負担増加、地域包括ケアシステムの構築などが課題である。	地域密着型介護サービスの拡充、医療と介護の連携、ふれあいの居場所を通じた地域ニーズの抽出、等が求められている。
⑤ ふれあいの居場所連携会議	○	月1回各居場所の代表者と役場健康福祉課担当者が一同に集まり、居場所の現状と今後の課題を話し合っている。	もっとふれあいの居場所を増やす
(2) 構成分野			
①子育て支援	△	取り組んでいる事業として、第四保育所設立、子育てガイドブック作、赤ちゃんの駅設置(町内9か所、民間施設3か所)、ファミリーサポートセンター事業、産後ママヘルプ事業、放課後児童クラブ、ブックスタート事業、等があり他の自治体と比較して、かなり実施しているが、アピールが不足している。相変わらず子供の減少は止まっていない。	育児サポートを必要としている町民に効果的、積極的にPRする。また、小・中学校の教育の質を上げることが重要。

②高齢者福祉	△	特養入所待ち100人以上、要支援・要介護者の増加、認知症の対策・介護負担が増加しており、地域包括ケアシステムの構築、ふれあいの居場所づくりの推進が求められている。	地域密着型介護サービスの拡充、医療と介護の連携、ふれあいの居場所を通じた地域ニーズの抽出等で高齢者の住みやすい町にする。
③定住促進	△	文化センター周辺まちづくり事業に対して定住促進プロジェクトチームが発足。	移住者助成制度を設ける。子育て世帯と祖父母世帯が近くに住みあう「近居」を自治体として後押しする。住宅購入費などの助成金・低金利融資も検討する。女性の住みやすいまちづくりをする（就職が容易・働きやすい・犯罪が少ない・子育てがしやすい）。小・中学校の教育の質が高いことも重要。
(3) 現行の資源			
①ふれあいの居場所	△	2015年5月現在11箇所できているが、①どのように利用者を増やしていくのか、②参加したくても参加できない利用者（歩けない等）をどのように参加してもらうのか、等の課題がある。月1回、ふれあいの居場所連携議会の会議があり玉村町と各居場所の代表が集まって、居場所の現状と課題、その対策を話し合っている。	町内各地域毎に2か所づつくらいふれあいの居場所が出来れば、その地区における高齢者の把握とその地域のニーズの抽出に役立つ（誰が独居生活で、最近誰々さんが元気がない等々）のではないかと考える。また、やはり玉村町で予算を出さないと居場所の運営が成り立たないと考える。
②文化センター周辺まちづくり事業	△	土地区画整理事業を実施中。定住促進プロジェクトチームの発足。	スマートインターや東毛広域幹線道路の完成で玉村町へのアクセス性が格段に良くなったことを効果的にPRする。道の駅玉村宿を活用する。育児・教育にも力を入れている町ということをPRする。女性の住みやすいまちづくりをする（就職・働きやすさ・防犯・子育て）。

③まちなか交流館スマイル	◎	1階に「ふれあいの居場所」、2階に「放課後児童クラブスマイル」を配置し、子供からお年寄りまで多世代の交流が行われている。	限定した世代だけでない、多世代の交流を目指した施設の拡充
④学校	○	世代間交流は、小学校では総合の福祉施設訪問や長寿会との交流(団子作り)、家庭科のミシン縫い指導、生活科のすいとん作りや長寿会との交流(昔遊び)等、その他では安全まもり隊、長寿会による声掛けボランティア、ボランティアによる読み聞かせにおいて行われている。	小学校だけでなく、保育園、中学校、さらには高校、大学においても世代間交流の充実。



## 付表 6 つながりづくりと地域（まち）づくり

### 1 基本理念・方針

- (1) 玉村町のまちづくりの基本理念は、「住民自治の実現」「協働の推進」により、豊かで暮らしやすい玉村町をつくること（玉村町自治基本条例）
- (2) 巨大な中核市に挟まれながら自立を基本軸とする玉村町が、埋没しないで町政を経営していくには、まちづくりの主体である住民と議会、町、企業、大学等が協働してまちづくりを推進することによって、町のアイデンティティを発揮していく必要がある。
- (3) 単独では解決できないことでも、ネットワークを構築し協働して行えば大きな成果を発揮できる。

### 2 成立要因に対する「町の対応状況と課題」および「提案・意見」

成立要因	町の対応状況と課題		提案・意見
	現況評価		
(1) 担い手・組織			
① まちづくりの全体統括組織（まちづくりのストーリーづくり、住民参加型まちづくりを推進する部署）	△	まちづくりには、歴史資産を生かしたまちづくり、自然を活かしたまちづくりとかいろいろある。役場の各部署はそれぞれに取り組んでいる。まちづくり全体を統括する部署はない。大きな目玉となる事業ができていない。	「玉村町自治基本条例」を有し、住民自治のまちづくり・協働によるまちづくりを基本理念とする玉村町は、住民参加型まちづくりを推進・統括する課、たとえば「まちづくり課」が必要だと思う（観光によるまちづくり、フィルムコミッション担当も含めて）。「協働によるまちづくり」は、経営企画課協働推進係が担当しているが、役場の他の部署は消極的である。町職員の意識改革、研修等が必要であろう。
② つながりづくりやまちづくりの個別活動組織	○	住民、団体、企業、大学等がまちづくり・地域貢献を行っている。個別活動組織には「まちづくり玉村塾」「アクティブシニア」、「シニアパトロールの会」、「一般社団法人玉村町住民活動支援センターぱる」、企業のCSR、大学の地域貢献等がある。	個別活動組織を連携そして統括する組織を民としてもつくるべき。

③ 住民のまちづくり活動を支援する組織	△	役場の各部署及び「玉村町住民活動サポートセンターぱる」がある。「ぱる」は、玉村町自治基本条例を受けて設立された「玉村町協働推進センター」の愛称である。その後「玉村町住民活動サポートセンター」と名称変更し、現在は町から「住民サポート業務」を委託された一般社団法人「たまむら住民活動支援センター」が運営している。「ぱる」は登録団体が65団体、個人登録が33人(8月4日時点)にのぼり、登録団体同士のつながりづくり、企業、団体との協働を進めている。	住民の自主的・自発的な社会貢献活動が活発になっている。このような活動を町は支援する必要がある。「ぱる」にはつながりづくりの拠点としての機能を期待したい。その実現には公設民営である「ぱる」に対する町からの支援の強化が必要。
(2) 資源			
①地域資源	△	住民、自然、歴史、観光、産業、農業、食、伝統芸能等がある。	玉村町には世界遺産のような資源はないが、江戸時代に日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史がある。宿場町の面影を残す建物等がある。たとえば井田家本屋・酒蔵や玉村八幡宮を生かしてストーリーのあるまちづくりをすべき。
②つながりづくりやまちづくりの個別活動組織	△	ぱる交流会、ぱる祭り。ウェルカムパーティー（アクティブシニア）等が行われている。	各組織の連携を強化すべきである。

## 2章 まとめ

本章は第1章で述べてきた6つテーマにおける提案事項、各テーマで要望が強かったまちづくりに関する全体統括組織の設置、まちづくりには欠かせない協働のさらなる推進、受信者を意識した情報発信、まちづくりを確実に進めるための町職員の意識改革と町長の強いリーダーシップについて記す。

### (1) 各テーマで提案するまちづくり

以下、各テーマにおけるまちづくりをまとめると次の通りである。なお、①～⑥の各テーマはまちづくりにおいて、抽象的なものではなく、より具体的に提案するために設定したものであり、必要に応じて複合的に組合せるべきものである。

#### ① 生活観光によるまちづくり

観光資源は特別なものでなければならぬと考えがちであるが、身近にある様々な既存資源について注目し、そこに価値を見出し「生活空間を洗練させていった先にある観光」すなわち「生活観光」が重要と考える。まずは町民自身が「知って・体験して楽しい町」と思えるようなまちづくりを目指すべきである、

当テーマでの提案事項は、県重要無形文化財となった五料の「水神祭り」をはじめとする「特徴的な祭事・神事 PR」、玉村の地理的特徴を生かした「水路を活用した親水空間整備」、伝統的な農家や町家等の空き家となった民家における「空き家の宿泊施設化」、未来の玉村町を担う人材となる子供達を対象とした「子供達へのまちづくり活動参加奨励」、良好な自然景観、歴史景観を維持・改善するための「景観を維持・改善するための法的整備」、等である。

現在、まちづくりにおいて町、市民組織、民間企業等の組織が個別に活動しているが、これらは連携に乏しく、1つのストーリーに基づいた動きになっていないのが、課題といえよう。

#### ② 歴史遺産を生かしたまちづくり

全国的・全県下からみて優れている歴史遺産だけでなく、町や地域にとって価値あるものを見出し、それを生かしたまちづくりを進めるべきである。また、歴史遺産をみるとき、モノとしてハード面ばかりでなく、そこに宿る精神や考え方などのソフト面にも注目してほしいと考える。

当テーマでの提案事項は、例幣使道玉村宿を象徴する「和泉屋と玉村八幡宮を歴史交流拠点とする整備活用」、よりよい社会教育を目指す「郷校 嚮義堂の復活」、養蚕農家における民泊、工場見学を目的とした「産業遺産を活用したツーリズム」、歴史的景観の保全と活用のための「景観賞による歴史的建造物の顕彰」、等である。

玉村町は旧の玉村町（群南村の一部を含む）、芝根村、上陽村の3地区から成り立っていることから、玉村地区は例幣使道玉村宿のまとめ役、芝根地区は水神祭りがあることから

神事のまとめ役、上陽地区は嚮義堂を拠点・発信元とする社会教育のまとめ役、というように1地区に偏らない各地区の歴史遺産活用を考えるべきであろう。いずれにしても、「玉村町はすごいんだ」と町民自らが認め、それを発信しようとする気持ちを醸成することが重要である。それには歴史的建造物の町指定の推進、歴史的建造物の所有者の顕彰制度は有効な方策と考える。

### ③ 花と緑と水辺のまちづくり

花と緑、水辺の活用により日々の生活に潤いをもたらす、来町者に対して心から歓迎・おもてなしをすることを目指す。

当テーマでの提案事項は、運営資金において協力を依頼する「ボランティアの新規募集」、玉村町の地理的特性である利根川と烏川の合流地域における「水辺の公園の整備」、町としての特徴を出すために絞り込んだ作物の「耕作面積拡大、それを活用したイベント実施」、等である。岩倉橋の東方に白鳥が飛来していることはもっと積極的にアピールすべきである。

町、町民サポーター、13の緑化活動団体、保全組合、JA、長寿会等が個別に活動しているが、連携、意見交換、作業の相互扶助等を統括する組織がないのが課題である。

### ④ 農業交流によるまちづくり

当テーマでの提案事項は、就農希望者の増員を目指した「農業技術者の招聘」、文化センター周辺地区内の代替農地や遊休農地を生かした「都市型市民農園」、漬物体験教室やコンバインでの米麦の収穫体験・トラクター試乗体験等による「道の駅を活用した体験イベント」、等である。

現在、町のホームページに市民農園や農畜産物については触れていないことから、今後この分野についての情報発信が必要である。

### ⑤ 少子高齢化に対応したまちづくり

若い世代や女性が暮らしやすい町、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で愛着を持って生活できる町を目指してほしい。

当テーマでの提案事項は、単なる住居提供に止まることなく、移住者助成制度の創設・近居への支援も視野にいたした「定住促進を促すまちづくり」、障害者まで含めたより多くの住民が参加できる「新たなふれあいの居場所の設置」、限定された世代だけでなく、子どもからお年寄まで含めた「幅広い世代間交流」、等である。

定住促進において、既に他の自治体で実施している移住者助成制度の創設と近居への支援は欠かせないことである。特に、近居は定住促進と子育ての両面のメリットがあることから、最近各自治体が注目している施策であり、玉村町でも積極的に取り組んでほしい。

なお、玉村町は育児に関する各種のサポート事業は他の自治体と比較し充実しているが、

そのことがあまり知られていないのが現状である。町内外への情報発信をもっとすべきである。

## ⑥ つながりづくりと地域(まち)づくり

当テーマでの提案事項は、より機能の拡大と質の向上を図るための「**ぱるへの支援強化**」、住民参加型のまちづくりには欠かせない「**協働によるまちづくりの推進**」、地域の貴重な自然遺産や文化遺産に注目した「**地域資源を活用した地域づくり**」、等である。

玉村町自治基本条例で示しているように、玉村町のまちづくりの基本理念は、「住民自治の実現」「協働の推進」であり、現在活動しているまちづくりの個別活動組織の連携強化・町においてそれらを統括する組織の創設、住民のまちづくり活動を支援する組織「**ぱる**」のさらなる組織・事業の拡大・充実が課題である。

### (2) 「まちづくり」や「つながりづくり」に関する全体統括組織の設置

各テーマの提案事項で共通していた事項として、まちづくりやつながりづくりに関する全体統括組織の設置をあげることができる。現在、玉村町ではまちづくりやつながりづくりに関しては、各課で対応しており、それらを全体統括する組織は設置されていない。

歴史遺産を生かしたまちづくりをみても、総合計画と町おこしのイベントが町部局の経営企画課、都市計画が都市建設課、文化財や玉村塾は教育委員会の生涯学習課が担当しているのが現状である。しかし、歴史遺産を生かしたまちづくりを具体的に進める場合、各課の連携の仕方や仕事の進め方、どの課が主導するか、等が不明である。よりよいまちづくりの実現には、まちづくりを全体統括する組織として係レベルではない課または室(仮称「まちづくり課」「まちづくり室」等)の設置は必要不可欠であると考える。

少子高齢化が進む自治体では、住民が参画するまちづくりやつながりづくりにおける「協働」は最重要課題といっても過言ではない。玉村町では平成18年4月から「玉村町自治基本条例」を施行し、平成22年5月には「協働推進センター」(現「ぱる」)の発足、11カ所の「ふれあい居場所づくり」や「まちなか交流館スマイル」の設置、等着実に「協働」を推進してきていることは評価したい。しかし、先述した「つながりづくりと地域(まち)づくり」でも指摘したように、関係者は町による一層の支援強化と、町における統括部署の充実を望んでいる。まちづくりやつながりづくりにおける全体統括組織の設置は、「協働」の視点からみても欠かせないことである。

なお、まちづくりやつながりづくりは内容が多岐にわたること、強力なリーダーシップ、スピード感が要求、等されることから、これらを全体統括する組織は、他の課と横並びではなく、町長直轄の組織とし、一定の権限を持たせることが重要と考える。

### (3) 協働のさらなる推進

玉村町では「地域住民参加型のまちづくり」を目指して、「玉村町自治基本条例」(平成

18年9月20日、条例第27号)を定め、まちづくりの基本原則として「協働の原則」を掲げ、その後着実に成果を上げている。住民活動サポートセンター「ばる」による基盤づくりや、県下でも先進的な取り組みとして評価されている11か所の「ふれあいの居場所」等はその証左といえよう。

しかし、まだ町主導の協働であり、地域住民の協働に対する意識はまだ十分に醸成されておらず、必ずしも満足できるものではない。少子高齢化が進み、人口減・高齢世代の増加が見込まれる社会は歴然たる事実であり、避けて通れないことである。スピード感のある協働の推進強化が求められていることを再認識すべきである。

道の駅「玉村宿」には、他の道の駅ではあまりみられない「加工室兼交流室」「たまたんギャラリー」が設置されている。これらのコーナーはまさに「玉村宿」の最も誇るべくものであり、もっと協働の場として有効に活用してほしい。「玉村宿」の運営協議会は当事者だけで構成するのではなく、消費者や学識経験者等の外部からの委員を積極的に招き入れるべきと考える。一方、夏の風物詩となっているたまむら花火は規模が拡大し、現在運営が限界に来ていると聞いている。こうした行事こそ、協働の理念のもとに地域住民が参加できるシステムを構築すべきである。

協働のさらなる推進強化には、現在玉村町の協働の核となっている「ばる」への今まで以上の人的・予算的支援、及びまちづくりに関する具体的な工程表づくりやシステムの構築が、喫緊の課題と考える。

#### (4) 情報発信の強化

一般的に情報発信は、情報やメッセージを発信することに力点が置かれていて、その情報やメッセージが目的とする方にきちんと届いているかという点が欠落している場合が多い。見る人がその情報に辿り着くことができ、内容をきちんと理解してもらえないのであれば、情報発信はしているが受信はされていないことになる。重要なのはちゃんと受信してもらえるような形で情報を出すことである。

こうした視点から玉村町のホームページを見た場合、手続きや制度に関する情報をよりわかりやすく見せようとするライフスタイルメニュー導入の工夫などを窺えるが、必ずしも満足できるものではない。何のためのサイトなのかを、もう一度考えるべきである。

観光をみても「知ってもらおう」に止まっており、必ずしも「来てもらおう」を目的にしていると考えられる。個別のスポットではなく複数スポットにまたがる特定のテーマに基づくルート紹介をするとともに、実際に見学をした人が感じた感想を掲載することが重要であろう。単にコース図を示すだけでは人は来てくれない。現在、欠けているのは、マーケティングの視点に立った、想定される受信者(顧客・消費者)を意識した情報発信といえよう。

また、協働を標榜する町でありながら、「まちづくり活動支援」や「検索」をクリックしても「玉村町住民活動サポートセンター ばる」が出てこないのである。民サイドの情報についても積極的に導入を図るべきであろう。各商店や農業生産者等との「こだわり」を、

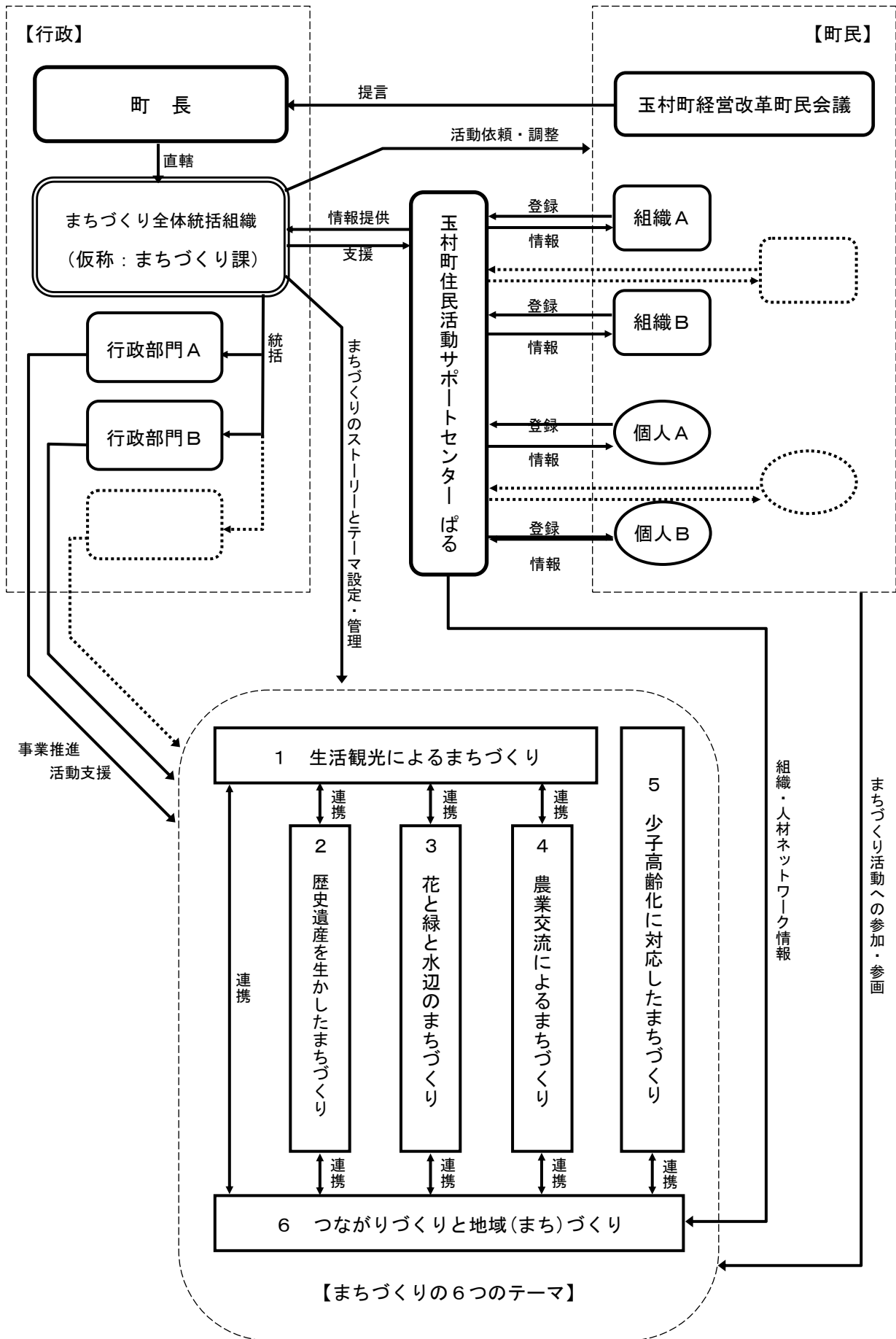
農業生産者にはサイト上に掲載することがあってよいのではないか。それは、商店活性化、玉村の特産物の有名ブランドの創成につながる方策の一つといえよう。

#### **（５）町職員の意識改革と町長の強いリーダーシップ**

今回提案した事項の実現や課題の解決には、町職員の意識改革とともに町長の強いリーダーシップは欠かせないことである。

町職員は縦割り、前例踏襲から脱却し、協働のまちづくりに必要なことを再認識し、民間や他の国内外の自治体に学ぶ姿勢が求められている。少子高齢化により、自治体の果たすべき役割は変化しており、今まで以上に行政の果たす役割は増えているといえよう。職員のそれぞれに経営ビジョンとリーダーシップが求められていると考える。

まちづくりはハード面からソフト面まで多岐にわたることから、特徴あるまちづくり推進には事業の集中化、各課の権益を離れたところでの権限委譲は避けては通れないことであり、その実現には町長の強力なリーダーシップは欠かせないものである。まちづくりの成功の可否の鍵は、まさに町長が握っているといえよう。



■玉村町・協働のまちづくりのイメージ



### Ⅲ 玉村町経営改革町民会議 審議経過

#### (1) 開催日程と審議内容

	開催日程	審議内容等
第1回	平成25年11月14日	・経営改革町民会議の進め方について
第2回	平成26年2月6日	・各委員の「私が考えるまちづくり」について
第3回	平成26年4月24日	・歴史的建造物の見学会の感想について ・観光によるまちづくりについて ・歴史資産を生かしたまちづくりについて
第4回	平成26年7月17日	・少子高齢化社会に対応した福祉のまちづくりについて（定住促進、子育て支援等含む） ・観光によるまちづくりについて（人材育成、組織づくり、ネットワーク） ・その他（国登録有形文化財指定記念事業）
第5回	平成26年10月20日	・花と緑と水辺のまちづくりについて（生活の快適性、花と緑、水辺の活用） ・農業交流によるまちづくりについて
第6回	平成26年12月19日	・まちづくりに関する意見等のまとめ方について
第7回	平成27年2月23日	・まちづくりに関する意見等の編集について 観光によるまちづくり 歴史資産を生かしたまちづくり
第8回	平成27年4月28日	・まちづくりに関する意見等の編集について 少子高齢化に対応した福祉のまちづくり つながりづくりと地域づくり
第9回	平成27年6月30日	・まちづくりに関する意見等の編集について 花と緑と水辺のまちづくり 農業交流によるまちづくり
第10回	平成27年8月21日	・まちづくりに関する意見等の編集について 提言書（素案）の確認
第11回	平成27年9月24日	・まちづくりに関する意見等の編集について 提言書（案）の最終確認

(2) 施設見学日程と内容

	日 程	見 学 内 容 等
第1回	平成26年 4月22日	<p>まちづくりテーマ「歴史資産を生かしたまちづくり」に係る歴史的建造物見学会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉村八幡宮一社殿、随神門、神楽殿、国魂神社 棟札、絵馬</li> <li>・井田家住宅主屋、酒蔵</li> <li>・渡邊家住宅主屋</li> <li>・重田家住宅主屋</li> <li>・嚮義堂</li> </ul>
第2回	平成26年 7月14日	<p>まちづくりテーマ「少子高齢化社会に対応した福祉のまちづくり」に係る施設見学及び勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学 玉村町地域子育て支援センター</li> <li>・勉強会 「超高齢化社会に向けての地域包括ケアシステムについて」</li> </ul>
第3回	平成26年 10月14日	<p>まちづくりテーマ「花と緑と水辺のまちづくり」「農業交流によるまちづくり」に係る施設見学会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学 町サイクリングロードネットワーク路線 高崎伊勢崎自転車道 東毛広域幹線道路自転車歩行者専用道 水辺の森、川井城跡 町田睦美委員所有ビニールハウス</li> </ul>

#### IV 玉村町経営改革町民会議 委員名簿

任期（平成25年10月 1日から平成27年 9月30日まで）

氏 名	職 業 等	備 考
いな 見 しげ よし 稲 見 成 能	前橋工科大 助教	◎
うめ ばやし けん じ 梅 林 健 二	神職	
おぎ わら きよし 荻 原 潔	商工業経営者	
こ ばやし けい こ 小 林 恵 子	教育関係者	
さい とう ゆ み こ 齋 藤 由 美 子	商工業経営者	
しま だ きよ こ 嶋 田 きよ 子	ボランティア活動者	
たか く かず こ 高 久 和 子	社団法人代表	
は とり さとる 羽 鳥 さとる 悟	建築事務所経営者	
はら じょう いち 原 丈 一	友好交流協会長	
まち だ まさ み 町 田 昌 美	まちづくり玉村塾生	
まち だ むつ み 町 田 睦 美	農業経営者	
むら た けい いち 村 田 敬 一	県文化財保護審議会委員	○

（定員 12 名以内，五十音順，敬称略）

- ◎ は、会長  
○ は、副会長

## V 玉村町経営改革町民会議 設置条例

### (設置)

第1条 町民とともに自律した町を経営するという観点から、行政に民間の経営理念、手法等を可能な限り導入し町の行政経営改革を推進するため、玉村町経営改革町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 町民会議は、次の事項について町長に意見又は提言するものとする。

- (1) 経営改革の基本的な考え方に関すること。
- (2) 経営改革の進捗状況に関すること。
- (3) その他経営改革の推進に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 町民会議は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募の町民
- (3) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 町民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、町民会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 町民会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 町民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第7条 町民会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第8条 町民会議の庶務は、経営企画課において行う。

### (その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成23年3月16日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。